

(非公式訳)

投資委員会布告

第 5/2559 号

件名 : 地域投資 (Local Investment) 奨励措置

仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号、件名 : 投資奨励政策および基準、に引き続き、

農産物の付加価値を高めるために加工を促進し、コミュニティ商品の販売店を促進し、プラチャラット形式の経済社会開発の方針に沿った住民参加による地域の強化を図って政府機関と民間企業とコミュニティ企業との協力によるコミュニティ観光地の開発を促進し、地域レベルの経済を強化する投資を促進するために

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条第 2 段落、第 18 条および第 31 条の権限に基づき、投資委員会は以下の通り発布して定める。

第1項 仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号巻末の投資奨励対象業種表における 1 類に業種 1. 21 薬草からの製品、自然材料のエキスもしくは自然材料のエキスからの製品の製造を追加し、以下の通り地域投資 (Local Investment) 奨励措置における業種および条件に基づき、農産物の加工業種に恩典を付与する。

農産物加工業種

業種	条件
1. 1 バイオ肥料、有機肥料、ナノ有機化学肥料およびバイオ除草剤・殺虫剤	1. バイオ肥料、有機肥料、ナノ有機化学肥料は、農業局 (Department of Agriculture) に登録し、商用肥料製造許可証を取得すると。 2. バイオ除草剤は、農業局 (Department of Agriculture) に登録し、除草剤製造許可証を取得すること。
1. 14 天然ゴムから製品の製造 (輪ゴム、風船、ゴムリングを除く) 1. 14. 1 基礎ゴム加工 1. 14. 2 天然ゴムからの製品の製造	

業種	条件
<p>1.15 農業の副産物あるいは残り屑からの製品の製造（加熱乾燥や天日干しなど生産工程が単純なものを除く）</p>	
<p>1.16 農産品からの燃料の製造（農産品のスクラップ、ゴミ、廃棄物を含む）</p> <p>1.16.1 農産品からの燃料の製造</p> <p>1.16.2 農産品のスクラップ、ゴミ、廃棄物を含む農産品からの燃料の製造（例：バイオマスの液体燃料化（Biomass to Liquid: BTL）、廃水からの天然ガス）</p> <p>1.16.3 圧縮バイオマス固形燃料の製造</p>	
<p>1.17 食品の製造・保存、飲料、食品添加物（Food Additives）、または食品調合物（Food Ingredients）の製造（飲料水、アイスクリーム、キャンディー、チョコレート、ガム、砂糖、炭酸飲料、アルコール飲料、カフェイン含有飲料、植物からの粉末・澱粉、ベーカリー、インスタントラーメン、鳥エキス、ツバメの巣を除く）</p>	<p>飲料に関して植物、野菜、果物からの飲料のみ奨励する。</p>
<p>1.21 薬草からの製品、自然材料のエキスもしくは自然材料のエキスからの製品の製造</p>	<p>古典医薬の場合は操業期限日より2年以内にGMP規格を取得すること。</p>

1.1 農産物加工事業の実行に地域機関に支援もしくは協働する事業者に以下の通り条件および恩典を定める。

条件

- (1) 地域機関に支援もしくは協働して農産物加工工場を設立するためにプロジェクトの投資金額(土地代および運転資金を除く)が100万バーツ以上あること。
- (2) 本措置は奨励されているか否か問わず既存事業を有する一般業者に適用する。奨励されていない場合は投資委員会が奨励する対象業種でなければならない。
- (3) 法人所得税免除もしくは減免期間終了した既存の奨励プロジェクトまたは免税恩典のないプロジェクトは本措置の下で奨励を申請することができる。
- (4) 地域の地方自治体または共同組合またはコミュニティ企業との協力がなければならない。

恩典

- (1) 既存事業の収入に対し、投資金額(土地代および運転資金を除く)の100%まで3年間法人所得税を免除する。工場建設費および機械代金など地域機関への支援もしくは協働で実際農産物加工工場の建設のためにかかった投資金額(土地代および運転資金を除く)を上限として法人所得税を免除する。
- (2) 非税制上の恩典は仏暦2557年(2014年)12月3日付投資委員会布告第2/2557号における基準に基づき付与する。

1.2 農産物加工事業に投資した事業者に対する条件および恩典を以下の通り定める。

条件

- (1) プロジェクトの投資金額(土地代および運転資金を除く)は10万バーツ以上あること。
- (2) 登録資本金の51%以上の株をタイ国籍個人が持つこと。
- (3) 投資奨励申請プロジェクトに1,000万バーツ以下の国内中古機械の使用を許可する。国内中古機械の金額は簿価とするが、プロジェクトに使用する機械金額の50%以上新品基幹設備に投資すること。
- (4) 奨励プロジェクトおよび非奨励プロジェクトとの合計で投資奨励申請者は純固定資産または土地代および運転資金を除く投資金額が5,000万バーツ以下有すること。

恩典

- (1) 投資金額(土地代および運転資金を除く)の100%まで5年間法人所得税を免除する。
- (2) 機械の輸入関税を免除する。
- (3) 非税制上の恩典は仏暦2557年(2014年)12月3日付投資委員会布告第2/2557号における基準に基づき付与する。

第2項 仏暦2557年(2014年)12月3日付投資委員会布告第2/2557号巻末の投資奨励対象業種表における7類に地域投資(Local Investment)投資奨励措置に以下の通り文章を追加し、業種、条件および恩典を定める。

業種	条件
7.25 コミュニティ製品の販売店事業	<ol style="list-style-type: none">1. コミュニティ開発局に登録した200者以上の一村一品(OTOP)業者からコミュニティ製品規格、食品・薬品委員会事務局の規格、ハラル規格など規格に建ちするコミュニティ製品を年間の総仕入れ金額の80%以上仕入れること。2. 登録資本金の51%以上の株をタイ国籍個人が持つこと。3. 法人所得税を免除される収入は規格のあるコミュニティ製品および農産物の販売によるものに限る。

2.1 コミュニティ販売店事業に投資した事業者に対する条件および恩典を以下の通り定める。

条件

- (1) プロジェクトの投資金額(土地代および運転資金を除く)は100万バーツ以上あること。
- (2) 登録資本金の51%以上の株をタイ国籍個人が持つこと。

恩典

- (1) 規格のあるコミュニティ製品および農産物の販売による収入に対し、投資金額(土地代および運転資金を除く)の100%まで3年間法人所得税を免除する。
- (2) 非税制上の恩典は仏暦2557年(2014年)12月3日付投資委員会布告第2/2557号における基準に基づき付与する。

第3項 仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号卷末の投資奨励対象業種表における 7 類に地域投資 (Local Investment) 投資奨励措置に以下の通り文章を追加し、業種、条件および恩典を定める。

業種	条件
7.26 コミュニティ観光地開発	1. プロジェクトの内容は投資委員会より合意されなければならない。 2. 地域の地方自治体または共同組合またはコミュニティ企業との協力がなければならない。 3. バンコク、クラビ、パンガー、プーケット、ハドヤイ郡、コサムイ郡、チャアム郡、ホアヒン郡、ムアンチェンマイ郡およびパタヤ市の地域では奨励しない。

3.1 コミュニティ観光地開発事業で地域機関に支援もしくは協働する事業者に対する条件および恩典を以下の通り定める。

条件

- (1) コミュニティ観光地開発で地域機関に支援もしくは協働するプロジェクトの投資金額(土地代および運転資金を除く)は 100 万バーツ以上あること。
- (2) 本措置は奨励されているか否か問わず既存事業を有する一般業者に適用する。ただし、該当の事業は投資奨励対象事業でなければならない。
- (3) 法人所得税免除もしくは減免期間終了した既存の奨励プロジェクトまたは免税恩典のないプロジェクトは本措置の下で奨励を申請することができる。

恩典

- (1) 既存事業の収入に対し、投資金額(土地代および運転資金を除く)の 100%まで 3 年間法人所得税を免除する。建物建設費および設備代金など地域機関への支援もしくは協働で実際コミュニティ観光地開発のためにかかった投資金額(土地代および運転資金を除く)を上限として法人所得税を免除する。
- (2) 非税制上の恩典は仏暦 2557 年(2014 年)12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号における基準に基づき付与する。

3.2 コミュニティ観光地開発事業に投資して事業者に対する条件および恩典を以下の通り定める。

条件

- (1) プロジェクトの投資金額(土地代および運転資金を除く)は 100 万バーツ以上あること。

- (2) 他の条件は仏暦 2557 年(2014 年)12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号における基準に従うこと。

恩典

- (1) 投資金額(土地代および運転資金を除く)の 100%まで 5 年間法人所得税を免除する。
- (2) 機械の輸入関税を免除する。
- (3) 非税制上の恩典は仏暦 2557 年(2014 年)12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号における基準に基づき付与する。

第4項 本措置の下で奨励されたプロジェクトは他の処置に基づく恩典を申請することができない。

第5項 本措置は 2016 年 12 月 30 日までに提出される奨励申請書に適用する。

第6項 2017 年以内に製造またはサービスを開始し、収入を発生させること。必要な場合は投資委員会事務局が適切に応じて期限の延長を検討すること。

仏暦 2559 年(2016 年)2 月 29 日より有効とする。

発布日： 仏暦 2559 年(2016 年)4 月 11 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)
投資委員会委員長